

室内陸上競技場公認に関する細則

(総 則)

第1条 室内陸上競技場の公認については、競技規則第6部室内競技、公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程（以下「規程」という。）および陸上競技場公認に関する細則（以下「競技場細則」という。）によるほか、この細則に定めるところによる。

(距離計測)

第2条 陸上競技場の距離計測は、つぎのとおりとする。

- (1) 計測の基準は、床にマーキングまたは鋸で印された中心点（礎石に該当）と線（角石に該当）を基準とする。従って、これらの設置は十分な正確さを必要とする。
- (2) 計測器具、計測方法、実長の算出、曲走路の計算法については、競技場細則を適用する。
- (3) 曲走路においては、巻尺を勾配に沿った状態に置き、中心点から曲走路内側の縁（走路との境界線）まで20箇所を計測する。
- (4) 1周の距離(L)の許容誤差 $0.0002 \times L$ 以下、マイナス(-)は、認められない。
- (5) 直走路の許容誤差は規程を適用する。

(曲走路の移動)

第3条 直走路の長さを確保するために、曲走路の一部を移動式にしてもよいが、速やかに撤収、組立が行われるよう工夫されなければならない。

(縁石)

第4条 縁石の高さは走路と同一レベルでもよいが、設置する場合は確実に固定され、収納時を考慮してとりはずし式でもよい。曲走路部分は正しい円弧となるようにする。

(室内陸上競技会)

第5条 本連盟が主催、共催、後援するトラックのある競技会は、世界陸連(WA)認証を取得しなければならない。

2. 室内陸上競技会は、すべて写真判定装置を使用しなくてはならない。
3. 競技会の主催者は、すべての走路、助走路の合成物質または木製の厚さを要項およびプログラム等により明示しなければならない。
4. 種目ごとの施設を設置する時には、競技を支障なく行うため、競技エリアとの離隔、競技者の待機場所、審判エリアは十分な空気を確保するものとする。また、観衆および役員ならびに競技者に対して、安全（境界設備のフェンス柵、鉄柵など）に配慮するものとする。

競技エリアとの離隔

直走路 走路外側より1.5m以上

フィニッシュ前方15m以上競技者が安全に停止できるためのクッション付き保護パッドを設置する。
できれば30m以上が望ましい。

スターターのエリア、フィニッシュの計測エリアを確保する。

走高跳 マット横側より2.0m以上、後方より1.5m以上、
助走路外側1.5m以上

棒高跳 マット横側より1.5m以上（助走路含む）、マット・
助走路後方より1.5m以上

走幅跳・三段跳 砂場外側より1.5m以上（助走路含む）、砂場・
助走路後方5.0m以上

砲丸投 サークル・角度線外側より3.0m以上

5. 種目ごとの施設が重複している時には、同時に競技会は開催できない。

（公認競技場）

第6条 室内競技会を行う公認競技場は、20Aか16Bのトラックに走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳、砲丸投の施設を含まなければならない。

2. 室内の種目別施設は、直走路種目、走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳、砲丸投施設を公認競技場として扱う。

| 種 類 | | 20A | 16B | |
|------------|-------|--|--|---|
| 1 周の距離 (L) | | 200m | 160m | |
| 距離の公差 | | 0.0002 × L 以下, マイナス (-) は認めない。 | | |
| 直線トラック | レーン | 数 | 8 | 6 ~ 8 |
| | | 幅 | 1m220 | 1m220 |
| | 空地 | スタートライン後方 | 3m 以上 | 2m 以上 |
| | | フィニッシュライン前方 | 10 ~ 15m 以上、競技者が安全に停止できるためのクッション付き保護パッドを使用した壁を設ける。 | |
| 傾 斜 度 | | 幅 1/100 以下, 走る方向 1/1000 以下, 全体 1/250 以下 | | |
| 楕円形トラック | レーン | 数 | 6 | 4 ~ 6 |
| | | 幅 | 900mm ~ 1m100 | |
| | 半 径 | | 15m ~ 19m | 13m 以上 |
| | 傾 斜 度 | | 15 度以下 | ①直線の終りから 5m までならかな傾斜度をとる。 ②第 1 レーンと外側のレーンとの傾斜高は、800mm 以下もしくは傾斜部分の最も高い個所の 1/2 以下。 |
| 電気機器等の配管 | | コンピューター端末器、その他電源を要する機器について、配線が埋設できる設備を要する。 | | |
| 練習場 | | 幅 5m 長さ 50m 以上の走路があることが望ましい。ただし、ウレタンマット敷でもよい。また仮設でもよいが、走幅跳、三段跳、棒高跳の設備があることが望ましい。 | | |
| トレーニング場 | | 大会時には臨時施設でもよいが、筋力トレーニングができる広さおよびウエイト・トレーニングの機器があることが望ましい。 | | |
| 更衣室 | | 利用できる設備があること | | |
| 浴場またはシャワー | | 利用できる設備があること | | |

国際大会では 20A が望ましい。

(直走路)

第 7 条 直走路の競技の施設は、室内日本記録として公認される競技種目を行うことができる施設でなければならない。かつ 100 m、100 m ハードル、110 m ハードルを行う施設とすることができる。

2. トラックのない直走路のレーン数は、4 レーン以上とする。

(走高跳)

第8条 走高跳の助走路はつぎのとおりとする。

| | | |
|-------|--------------------|---------------------------------|
| 長さ | 15m以上 | IAAF 競技会規則第1条 (a) (b) (c) は 20m |
| 傾斜度 | 最後の助走距離 5m は水平面とする | 楕円形のトラックの傾斜面から助走した場合を含む |
| 天井の高さ | 概ね 6 m 以上 | 競技に支障のない高さを確保する |

(棒高跳)

第9条 棒高跳の助走路はつぎのとおりとする。

| | | |
|-------|----------------------|-------------------------|
| 長さ | 40 m 以上 | できる限り 45 m を確保する |
| 幅 | 1m220 | |
| 傾斜度 | 最後の助走距離 40 m は水平面とする | 楕円形のトラックの傾斜面から助走した場合を含む |
| 天井の高さ | 概ね 10 m 以上 | 競技に支障のない高さを確保する |

(走幅跳、三段跳)

第10条 走幅跳、三段跳の施設はつぎのとおりとする。

| | | | |
|-----|-----|------------------------|----------------------------------|
| 助走路 | 長さ | 40 m 以上 | できる限り 45 m を確保する |
| | 幅 | 1 m 220 | |
| | 傾斜度 | 最後の助走距離 40 m は水平面とする | 楕円形のトラックの傾斜面から助走した場合を含む |
| 踏切板 | 走幅跳 | 砂場から 2 m | |
| | 三段跳 | 砂場から男子 13 m、 女子 11m | 競技会のレベルに応じて踏切板の距離を追加して設置することができる |
| 砂場 | 長さ | 8m 以上 | |
| | 幅 | 2m750 以上 | |
| | 深さ | 300mm 以上 | |

(砲丸投)

第11条 砲丸投の施設はつぎのとおりとする。

| | |
|-------|--|
| サークル | 表面は水平、縁枠より 20mm低くする。 |
| 着地場所 | 砲丸の痕跡がつき、そのはずみを最小にするような材質とする |
| 投てき角度 | 34.92度の角度線をできない場合は、34.92度の扇形の中心線を平行にする。扇形ラインが平行である所では、ラインの最小距離は9mとする |
| 防 止 柵 | 男女の世界記録より 500mm以上離して設置する |

(公認の手続き)

第12条 公認に関する手続きは、規程の定めのとおりとする。

2. 認定申請書には、建物の配置図と設計図を添えなければならない。同一の敷地内に複数の施設を認定申請するとき、1つの認定申請書とする。
3. 暫定的な施設で実測調査の結果、競技規則および各細則に適合している場合は合格証を交付する。公認証は後日送付する。
4. 暫定的な施設の公認の有効期間は、競技会期間中とする。
5. 恒久的な施設(直走路、走高跳、棒高跳、走幅跳・三段跳、砲丸投)の公認の有効期間は、5カ年とする。再組み立てする施設および第1種陸上競技場雨天走路で行う場合は暫定的な施設とする。
6. 恒久的な施設の改造または改修に着手した場合は、認定申請を行い、認定を受けるまで競技会の開催はできない。改造とは、競技場の現状を変更すること。改修とは、競技場の傷んだところや不具合のところを直すことをいう。
7. 公認番号は、認定申請書ごととし、「室内—〇〇」とする。
8. 公認料は同一建物ごととする。従って、同一の敷地内の複数の建物に施設を設置する場合は、建物ごとに競技場の公認料が必要となる。

(用器具)

第13条 競技会には、競技場細則第20条に定めるものに準じ、必

要な用器具を準備するものとする。

付則 1 2017年3月31日までに公認された室内棒高跳競技場は残存の公認期間までは従前の例とする。施設を撤去して再組み立てをしている施設の公認期間は大会期間中となり、再組立の都度に認定申請することになる。

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1990年1月 制定 | 1994年3月 修正 | 1996年3月 修正 |
| 1999年3月 修正 | 2001年3月 修正 | 2003年3月 修正 |
| 2006年3月 修正 | 2007年4月 修正 | 2010年4月 修正 |
| 2014年4月1日修正 | 2017年4月1日修正 | 2019年4月1日修正 |
| 2020年4月1日修正 | | |